

第132U章 - 食品甘味料規則

2018年3月
日本貿易振興機構(ジェトロ)
香港事務所

【本報告書の利用についての注意・免責事項】

本報告書は、日本貿易振興機構(ジェトロ)香港事務所が2018年3月現在入手している情報に基づくものであり、その後の法律改正等によって変わる場合がございます。

ジェトロは、本冊子の記載内容に関して生じた直接的、間接的、派生的、特別の、付随的、あるいは懲罰的損害及び利益の喪失については、それが契約、不法行為、無過失責任、あるいはその他の原因に基づき生じたか否かにかかわらず、一切の責任を負いません。これは、たとえジェトロがかかる損害の可能性を知らされていても同様とします。本冊子は信頼できると思われる各種情報に基づいて作成しておりますが、その正確性、完全性を保証するものではありません。ジェトロは、本冊子の論旨と一致しない他の資料を発行している、または今後発効する可能性があります。

本冊子には、ジェトロの公式見解ではなく外部委託先の論考、意見が含まれます。これらについてジェトロは一切の責任を負うものではありません。

第	132U章	食品甘味料規則	官報番号	日付
---	-------	---------	------	----

		権限付与	2003年225号	2003年12月
--	--	------	-----------	----------

(第132章第55条、及び143条)

[1970年1月1日]

(初版1969年第183号法律公告)

備考:

本規則は「食品不純物混和(人造甘味料)規則」を「食品甘味料規則」に改定したものである - 2003年第225号法律公告を参照

第	1条	引用	2003年225号	2003年12月19日
---	----	----	-----------	-------------

本規則は、食品甘味料規則として引用される。

(2003年第225号法律公告)

第	2条	解釈:	2010年61号	2010年8月1日
---	----	-----	----------	-----------

別段の定めがない限り、次の用語を次の通りに定める。

「トランシップ貨物(航空積み替え貨物)」(air transshipment cargo) とは、《輸出入条例》(第60章)第2条が定めるものである。(2000年第29号第5条)

「航空トランジット貨物(航空通過貨物)」(air transit cargo)とは、外国から到着した貨物であって、航空機に搭載されたまま、陸揚げされることなく通過する貨物である。(2000年第29号第5条)

「トランジット貨物」(article in transit) とは、《輸出入条例》(第60章)第2条が定めるものである。(2000年第29号第5条)

「炭水化物」(carbohydrate)とは、炭素、水素、および酸素のみを含む物質であり、水素と酸素の比率が水中のものと同様の物質である。

「香港国際空港貨物輸送区」(cargo transshipment area of Hong Kong International Airport)とは、《輸出入条例》(第60章)第2条が定めるものである。(2000年第29号第5条)

「販売」(sell)とは、販売目的で商品を表示、提供、又は所持をすることである。

「砂糖」(sugar)とは、水溶性炭水化物の甘い調味料である。(2010年第61号法律公告)

「甘味料」(sweetener)とは、甘みのある化学物質を意味するが、砂糖、または炭水化物、もしくは多価アルコールを含まないものとする。(2003年第225号法律公告; 2010年第61号法律公告)

第	3条	甘味料の使用および販売に関わる規則	2003年第225号法律公告	2003年12月19日
---	----	-------------------	----------------	-------------

(1) いかなる者も、付表に記載されていない甘味料を、人間の消費のために販売、委託、発送、または輸入をしてはならない。

(2) いかなる者も、付表に記載されていない甘味料を含む食材を、人間の消費のために販売、委託、発送、または輸入をしてはならない。

(2003年第225号法律公告)

第	3A条	航空トランシップ貨物又は航空トランジット貨物への適用	2003年第225号法律公告	2003年12月19日
---	-----	----------------------------	----------------	-------------

(1) 第3条は、航空トランシップ貨物及び航空トランジット貨物として輸入された物へは適用されない。しかし、香港へ持ち込まれ通過する間に、香港国際空港貨物輸送区外に持ち出された場合、以下のように解釈される。(2003年第225

号法律公告)

- (a) その食品は、香港国際空港貨物輸送区外に持ち出された時点で、香港に輸入されたとみなされる。
- (b) 香港国際空港貨物輸送区外に持ち出された際、その食品を航空トランシップ貨物及び航空トランジット貨物として香港に持ち込んだ者、又は持ち込ませた者を、その食品を輸入する者とみなす。

以上の場合を除き、第3条は本条文が制定されていないかのように有効である。

(2)違反した者の法的手続きが、

- (a) 航空トランシップ貨物及び航空トランジット貨物として輸入された第3条の食品の輸入に関わるものであり、
- (b) 検察がその食品が香港に持ち込まれ、通過する間に、香港国際空港貨物輸送区外に持ち出されたことを証明しなければならない場合、

被告人は抗弁として、その甘味料、又は食品が香港国際空港貨物輸送区外に持ち出されることを避けるために行った適切な措置及び努力を示すことができる。

(3)段落(2)の法的手続きにおいて被告人の抗弁に、第3条への違反は、

- (a) 他者の行動又は過失による、又は
- (b) 他者から提供された情報による、

という主張が含まれる場合、被告人は裁判所の許可がない限り、又は審問の10日以上前に、以下の事柄について検察に文書を送付しない限り、抗弁をすることができない。

- (i) 行動又は過失を犯した他者、もしくは情報を提供した他者についての詳細。及び、
- (ii) その他者の行動、過失又は提供された情報についての詳細。

文書を送付する際、被告人はこれらのことを承知している。

(4)他者から提供された情報に基づき違反行為をした場合、あらゆる状況で情報が合理的で、信頼できるものであったと次のように示さなければ、段落(2)による抗弁はできない。

- (a) 情報の確認のために行った行動、及び行うべきであった合理的な行動についての情報、並びに
- (b) 情報を疑う理由の有無。

(2000年第29号第5条; 2003年第225号法律公告)

第	4条	違反および罰則	2003年第225号法律公告	2003年12月19日
---	----	---------	----------------	-------------

第3条に違反したいかなる者は有罪になり、陪審によらない有罪判決により、レベル5の罰金及び、6か月の禁錮に処す。

(1983年第299号法律公告; 1987年第328号法律公告; 1996年第177号法律公告)

第	5条	法的手続きにおける原告の名義	2003年第225号法律公告	2003年12月19日
---	----	----------------	----------------	-------------

起訴に関わる全ての規則と、起訴における律政司司長の権限を侵害しないかぎり、被告は食物環境衛生署署長の名義で起訴される。

(1997年第362号法律公報;-1999年第78号第7条)

表:		表	2010年第61号法律公告	2010年8月1日
----	--	---	---------------	-----------

[第3条]

認証済み甘味料

1. アセスルファミカリウム
2. アリテーム
3. アスパルテーム

4. アスパルテーム・アセスルファムカリウム塩
5. シクラミン酸(およびナトリウム、カリウム、カルシウム塩類)
6. サッカリン(およびナトリウム、カリウム、カルシウム塩類)
7. スクラロース
8. ソーマチン
9. ネオテーム(2010年第61号法律公告)
10. ステビオール配糖体(2010年第61号法律公告)

(2003年第225号法律公告の代替表)